

- 中国国内では、鳥インフルエンザA（H7N9）のヒト感染例が報告されています。
- 引き続き、生きた鳥を扱う市場や家禽飼育場への立入を避けるなど、予防に心がけてください。

～中国、香港及びマカオにおける鳥インフルエンザA（H7N9）のヒト感染例発生（その22）～

在瀋陽日本国総領事館（2017年第45号）

国家衛生・計画生育委員会（NHFPIC）は、2017年1月以降2017年11月までの鳥インフルエンザA（H7N9）のヒト感染例の報告数を次のとおり公表しています。

2017年1月	感染者報告数	192例	うち死亡	79人
2017年2月	感染者報告数	160例	うち死亡	61人
2017年3月	感染者報告数	96例	うち死亡	47人
2017年4月	感染者報告数	81例	うち死亡	24人
2017年5月	感染者報告数	72例	うち死亡	37人
2017年6月	感染者報告数	35例	うち死亡	5人
2017年7月	感染者報告数	2例	うち死亡	2人
2017年8月	感染者報告数	5例	うち死亡	5人
2017年9月	感染者報告数	2例	うち死亡	0人
2017年10月	感染者報告数	0例	うち死亡	0人
2017年11月	感染者報告数	1例	うち死亡	1人

今年1月及び4月には、遼寧省内及び吉林省内においてもヒト感染者が報告されているところ（第3、12、17号参照）、

発生地域に渡航・滞在する際は、こまめに手を洗う、生きた鳥を扱う市場や家禽飼育場への立入を避けるなど、予防を心がけて下さい。

詳しくは、外務省海外安全ホームページまたは当館ホームページよりご確認ください。

(PC)==> http://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcspotinfo_20170257.html

(携帯)==> http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mblatestspecificspotinfo_20170257.html

(当館ホームページ) ==> <http://www.shenyang.cn.emb-japan.go.jp/>

【このメールは、在留届及びメールマガジンに登録されたメールアドレスに自動的に配信されておりますので、重複して配信される場合があります】

【問い合わせ先】

在瀋陽日本国総領事館 領事担当

瀋陽市和平区十四緯路 50 号

TEL : 024-2322-7490 FAX : 024-2385-2430

HP : <http://www.shenyang.cn.emb-japan.go.jp/index.htm>

E-Mail : ryoji@ya.mofa.go.jp

既に日本に帰国した方、又は、他国や中国国内の他地域に移動した方で、まだ当館に帰国届
または変更届を提出していない方は、次のリンク先をご覧の上、提出して下さい。

http://www.shenyang.cn.emb-japan.go.jp/jp/connection/fr_worklead_04.htm#zairyutodoke